

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年3月23日（平成30年（行情）諮問第160号）

答申日：平成31年4月8日（平成31年度（行情）答申第1号）

事件名：「平素及び各種事態における柔軟に選択される抑止措置（実効的な抑止措置）について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「報告」（「平素及び各種事態における実効的な抑止措置の検討に関する防衛大臣指示」（平成27年防衛大臣指示第1号）2項）された検討の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「平素及び各種事態における柔軟に選択される抑止措置（実効的な抑止措置）について」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月2日付け防官文第13962号により防衛大臣（以下「防衛大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分で一部不開示とされた部分につき、何頁の何行目から何行目までというような具体的な特定を求める。
- (2) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- (3) 本件対象文書につき、電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件対象文書については、法9条1項の規定に基づき、平成28年8月

2日付け防官文第13962号により、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

別紙1のとおり。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。」として、不開示部分の特定を求めるが、原処分において、平成22年度（行情）答申第538号において示された不開示部分の位置を特定し、平成28年8月2日付け防官文第13962号により通知している。

(2) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(3) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件審査請求を受け、確実に期すために行った再度の確認においても、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。

(4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月9日 審議
- ④ 平成31年1月31日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年4月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、紙媒体の文書であり、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「秘密保全訓令」という。）16条1項に基づき、秘に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で厳重に管理されている。

イ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、防衛省内部部局内の決裁を受け、本件対象文書が完成し秘の指定がされた後、情報流出の防止等、情報保全の観点を重視し、速やかに廃棄している。

ウ 原処分に当たり、念のため、防衛省内部部局において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

エ 本件審査請求を受け、確実に期すため再度上記ウと同様の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から秘密保全訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりと認められること及び本件対象文書には「秘」の表示があることを踏まえると、本件対象文書の原稿である電磁的記録については、情報保全の観点を重視し、本件対象文書が完成し、秘の指定がされた後、速やかに廃棄している旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙1の番号1に掲げる部分について

当該部分には、秘文書としての発簡番号、部数及び指定条件が記載されていることが認められるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認

させたところ、開示するとのことであるので、これについては判断しない。

(2) 別紙1の番号2に掲げる部分について

ア 別紙2の番号1及び2に掲げる部分について

別紙2の番号1に掲げる部分には、本件対象文書を秘に指定した日付が記載されており、また、別紙2の番号2に掲げる部分には、大臣報告資料の作成時期が記載されていることが認められる。

しかしながら、当該各部分は、法5条5号にいう国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されたものとは認められない。

したがって、当該各部分は、法5条5号に該当せず、開示すべきである。

イ 別紙2の番号3に掲げる部分について

当該部分には、防衛省・自衛隊が採るべき平素及び各種事態における実効的な抑止措置の検討に当たっての方向性や留意事項等が記載されていることが認められる。

しかしながら、当該部分は、防衛大臣が大臣官房長等に、平素及び各種事態における実効的な抑止措置の検討を指示した際の指示文書を引用又は要約したものであり、当該指示文書は、防衛大臣から幹部職員に宛てた内部的なものとはいえ、既に決裁手続を経て発出済みの文書であるから、法5条5号にいう国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されたものとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当せず、開示すべきである。

(3) 別紙1の番号3に掲げる部分について

当該部分には、防衛省・自衛隊が平素及び各種事態において採るべき実効的な抑止措置に関する内容が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の関心事項が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を採ることや弱点を狙うことで容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別紙1の番号4に掲げる部分について

当該部分には、防衛省・自衛隊が平素及び各種事態において採るべき実効的な抑止措置に関する具体的な内容及び他国の政策に関する内容が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の関心事項が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損な

われるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約1年6か月が経過しているところ、本件審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難いから、「簡易迅速な手続」による処理とはいえない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同条3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同条5号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙 1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1 頁の上部の発簡番号の一部並びに部数及び指定条件に関する記載の全て	秘文書としての発簡番号，部数及び指定条件が記載されており，これを公にすることにより，特定の部署の特定の時期における秘文書全体の累積量が推察され，当該部署の所掌事務，自衛隊の対処能力及び態勢等が公知の事実と照合することにより推察されることで，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	1 頁， 2 頁及び 4 頁のそれぞれ一部	防衛省内部の審議・検討に係る情報であって，これを公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
3	3 頁の全て	平素及び各種事態における柔軟に選択される抑止措置に関する内容であり，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の関心事項が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	5 頁， 6 頁及び 9 頁ないし 11 頁の全て	平素及び各種事態における柔軟に選択される抑止措置に関する具体的な内容，及び公にしないことを前提とした他国の政策に関する内容であり，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の関心事項が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあり，また我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

別紙 2 (開示すべき部分)

番号	開示すべき部分
1	1 頁の不開示部分 (別紙 1 の番号 1 に掲げる部分を除く。)
2	2 頁の不開示部分の全て
3	4 頁の不開示部分の全て